

令和5年9月6日

入札参加者 各位

現場代理人の兼務等について

このことについて、平成27年8月31日付け通知「現場代理人の常駐義務の緩和について」により取り扱ってきたところですが、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

なお、平成27年8月31日付け通知は廃止します。

記

1 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は架設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間。
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

2 現場代理人の他工事の現場代理人等との兼務

安全管理、工程管理等の観点から他の工事の現場代理人等を兼務しても支障がないと認められるのは、次の全ての要件を満たす場合です。

ただし、発注者の判断で、兼務を認めない場合があります。

- (1) 兼務できる工事の数は2件までとする。
- (2) 工事現場の相互の間隔が10 km程度に近接していること。
- (3) 次のいずれかに該当。
 - ア 兼務しようとするすべての工事の請負金額が、それぞれ2,500万円（建築一式工事である場合においては5,000万円）以下の工事であること。
 - イ 工事対象工作物に一体性若しくは連続性又は施工にあたり相互に調整を要する工事。

3 建設業法に規定する技術者等との兼務

- (1) 経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者と現場代理人との兼務は、請負金額が 2,500 万円(建築一式工事である場合においては 5,000 万円)以下の工事に限り認めるものとし、現場代理人を兼務できる工事の数は 2 件までとする。

※営業所の専任技術者の場合は、属する営業所と工事現場が坂東市内であること。

- (2) 特例監理技術者と現場代理人の兼務は認めない。

4 兼務の留意事項

- (1) 工期中は、特定の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (2) 他の工事の兼務のため不在となる時は、発注者又は監督員と常に連絡を取れること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (4) 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の当該受注者に係る工事においては、原則として兼務を認めない。
- (5) 国県等の発注工事との兼務については、2 の条件を満たした上で、当該国県等が兼務を認める場合に限って兼務を認める。

5 兼務の届出

現場代理人を兼務する場合、工事受注者は他機関工事も含め兼務する工事の位置図、工程表を添付の上必ず別紙(様式 1)により契約担当課長に届けてください。

6 適用

令和 5 年 9 月 6 日以降に見積依頼、指名通知、又は入札の公告を行う工事から適用します。